



現況届など提出を忘れずに！

◆児童扶養手当現況届

対象者には、7月末に用紙を郵送しています。届いていない場合はご連絡ください。

現在、児童扶養手当の認定を受けている方（支給停止中の方を含む）は、現況届を提出してください。現況届は、8月1日の現況を確認し、児童扶養手当を引き続き受けられるかどうかを確認するためのものです。提出されないと、8月分以降の手当が受けられなくなります。また、2年以上届け出がない場合は、手当の支給を受ける権利がなくなりますのでご注意ください。

※手当支給開始から5年（または支給要件に該当してから7年）を経過している方は「児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書」と関係書類も併せて提出してください。該当者には、届出用紙を送付してあります。

児童扶養手当とは

父母の離婚などにより、父親または母親と生計を同じくしていない児童を養育している母子家庭及

び父子家庭などの生活の安定と自立を支援し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。手当を受給するには、申請が必要です（所得制限があります）。申請には、個々に必要な書類がありますので、お問い合わせください。

◆ひとり親家庭等医療費等助成制度の届出

ひとり親家庭等医療費等助成制度を利用している方の助成有効期限は、7月31日までです。引き続き、この制度の利用を希望される方は届け出が必要となりますので期間内に提出してください。

届け出されない場合は、8月分からの助成制度を利用できませんのでご注意ください。

提出期間 8月1日（水）～8月

31日（金） ※土日を除く

休日受付 8月26日（日）

午前9時～午後5時

松尾ＩＴ保健福祉センター

図 子育て支援課児童家庭係

☎ 0479(80)8366

◆特別児童扶養手当所得状況届・現況届

◆特別障害者等手当所得状況届・現況届

各手当を現在受けている方は届出書を8月10日（金）から9月10日（月）の間に提出してください。（届出書の用紙は直接送付します。）現況届の提出がない場合8月分以降の手当が受けられません。

また、2年以上届出がないと、時効により支払いを受ける権利がなくなる場合がありますのでご注意ください。

○特別児童扶養手当とは

家庭で介護されている障害のある児童（20歳未満）の福祉の増進を図り、その生活に寄与することを目的として、児童の父母または養育者に対して支給する手当です。

支給月額 50,400円（1級）

33,570円（2級）

※所得制限あり

○特別障害者等手当とは

【特別障害者手当】

著しく重度の障害が重複するなどの状態にあるため日常生活が常

に特別な介護を必要とする20歳以上の在宅の方（障害者本人）に支給する手当です。

支給月額 26,260円

※所得制限あり

【障害児福祉手当】

著しく重度の障害のため、日常生活で常に特別な介護を必要とする20歳以下の在宅の方（障害者本人）に支給する手当です。

支給月額 14,280円

※所得制限あり

【在宅重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当】

療育手帳の程度がA以上で20歳以上の在宅の方またはその介護者、自宅で6か月以上寝たきり状態の身体障害者で20歳以上65歳未満の方またはその介護者に支給する手当です。

支給月額 8,650円

※特別障害者手当との併給不可。

所得制限なし

図 社会福祉課障がい福祉係

☎ 0479(80)8364